

積読の言い訳



正岡 利朗
(高松大学経営学部 教授)

Toshiro
Masaoka

ここ数年、症状が安定していた当方の花粉症ですが、今年はなぜか重く、ひどいときには「立っているだけで精一杯」という状態になることもあります。この4月より、本学において「地域経済情報研究所」の所長職を拝命したので、いつまでもボーとしているわけにもいかないのがツライところです。

今回の話題は「積読」です。「つんどく」と読みますが、意味は「本を買うだけ買って、ろくに読まずに、積んだままにしておくこと」です。なお、この言葉は30代以前の方々には通用しない場合も多いので、使用される際には注意が必要です。そのような言葉として最近当方が直面したのは、他にも「大本営発表」、「テクシー」などがあり、その他にも自分が普通に使用する言葉で「死語の世界」に属する言葉がわりとたくさんあるようです…。

さて、このことを考える発端になったのは、最近、本棚を増設したことでした。当宅では、年間2個程度のペースで本棚が増加しているのですが、まだ収納空間には余裕があるとはいえ、この調子で行けば、やがて由々しき問題に至るのが目に見えています。そこで、なにゆえ本が増えるのか?その利用状況は?目的は?などなどについて、この機会に自問してみたというわけです。

まず、増えているのは主に「趣味や実用関係の本」でした。当方は、いくつかの趣味や実用の分野にハマっており、これらに関する現在の情報については、ネットで収集するのはもちろんですが、少し古い時代の情報やこみ入った情報になると、書籍に頼らざるを得ないのが現状です。そこで、古書サイトを含むネット通販や古本屋など、さまざまな手段で自分が欲しいと思った本を片っ端から購入しているのです。

さて、次に、その利用状況はどうなのでしょうか?ここで愕然としたのは、「購入している本の内容を、ほとんど覚えていないな」ということでした。確かに、それぞれの入手時にはちらっと目を通しましたが、多くの本はそのぐらいで本棚行きなのです。中には寝る前に夢中になって読み通したものもありますが、そのような扱いをされた本はむしろシアワセ(?)な部類に属するのです。

それでは、一体何のために当方は本を購入しているのでしょうか?もちろん、自分の趣味や好奇心を満たすために購入するには違いないのですが、「とりあえず情報が含まれていそうだから」という段階で購入に至る場合がほとんどです。そして、このことがさらに進んで、ごく狭いテーマに関する本の群れを「コンプリート・コレクション」として積極的に揃えることに目的が変質していきます。の中には、「マニアが涎を垂らすような貴重な本」も多くあり、まるで「目指すはプチ図書館」なのです…。

ということで、一体いつになつたら熟読するのか定かでない本をたくさん抱えているのが実際のところで、仕事を引退して、カネの心配なくヒマになつたら、ゆっくり読み出すかもな、などと思いつつ、毎日なかなか忙しい日々を送っているのが現状です。これがまさに当方流の「積読」なのです。しかし、当方は、この状況に後ろめたい思いをしているのもまた事実なのです。

なぜそう思うのでしょうか?本とは本来「内容を熟読して味わうべきもの」と考えれば、明らかに当方の「積読」は邪道です。そして、自分の読むスピードと収集するスピードとを管理・制御しきれないという、生活面でのだらしなさに自己嫌悪を抱くときもあります。しかし、にもかかわらず、この行動は止められない止まらないのです。

そこで、このような心的状況のままでは精神衛生上まことによろしくないので、この行動についてのうまい言い訳はないものか?と考えてみました。すると、以前、なんらかの機会に耳にした「上質世界」という言葉が頭をよぎりました。調べてみると、「上質世界」とは、精神科医であるウィリアム・グラッサーの唱えた「選択理論」の重要な要素の一つであり、「自分の好むヒトとかモノとか状況とかが「イメージ写真」として貼り付けられている、そのヒトにとって心地のよい世界」のことです。もちろん、世界と言っても、そのヒトの頭の中に存在する単なるイメージであり、これは必ずしも規範的、道徳的なものとも限らないようです。なお、「選択理論」に基づき、「現実療法」というカウンセリング手法が実践されているそうです。

そして、わたしたちは、一生、「その時点々でのイメージ写真を追及し続ける努力を行う」ということです。これが、わたしたちの行動の原理なのです。例えば、そのヒトが「好きな○○に囲まれたい」という欲求を持つのであれば、手元にその好きな○○を引き寄せる努力をするでしょう。モノの場合は、コストを支払う能力があり、空間が確保できていれば(現実問題の解決)、いくらでも収納可能なわけです。

当方の場合は、本を「読むのは二の次」で、実は「好きな本に囲まれたい」という欲求の充足を追及していたのです。そしてもし、趣味の対象や実用の関心が他に移れば、この本の群れはその時点でイメージ写真から脱落するので、その際に現実世界でも処分すればよいのです。だから、「積読」は「収集癖」と同様で、そんなに気に病むことのないのだと、めでたく正当化できた次第です。

中央会だより 1

農商工連携・地域資源活用セミナー&相談会を開催



▲講師の三野特任教授

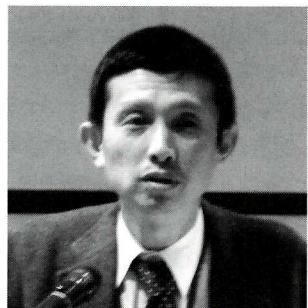
「食と農の未来にむけて」

●講師:酪農学園大学特任教授 三野 耕治 氏

本会は3月4日、高松国際ホテル（高松市）において農商工連携・地域資源活用セミナーを開催し、県下の中小企業経営者並びに農業経営者95名が出席しました。

「食と農の未来にむけて」をテーマに、香川県出身の酪農学園大学特任教授の三野耕治氏を講師にお招きしました。

講演では、三野教授が農林水産省勤務時代に全国で知り得たいいくつかの農業経営の成功事例について紹介がありました。成功している農業者には個性があり、好奇心があり、地域の風土に根ざし、既成の組織にとらわれずに人生を切り開いているという共通点があります。農産物の生産は、地域との関わりも強く、地域コミュニティの再生が鍵となります。また、食の安全が叫ばれて消費者の意識が変わった結果、有機栽培、無農薬で安全・安心・こだわりを持っているだけでなく、味も求められます。農業分野においてもイノベーションが必要であり、新しい組織を作り、ユーザー参加型で地域の風土を活かしていくことで、産業として評価され発展していくことになるであろうと講演がありました。



▲講師の木村地域振興課長

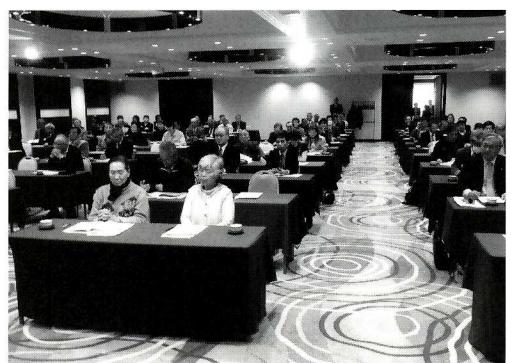
「地域資源活用プログラム及び農商工等連携事業について」

●講師:独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部
地域振興課長 木村 宏紀 氏

三野教授の講演が終了した後、引き続いて、「地域資源活用プログラム及び農商工等連携事業について」をテーマに独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部地域振興課長木村宏紀氏から講演していただきました。

講演では、農商工連携・地域資源を活用し、認定を受けることのメリット、認定の要件、支援内容についての具体的な説明が行われました。認定を受けた企業を対象として、アンテナショップへの出展、バイヤーとの商談会の開催による支援の他、補助金や低利融資を活用できます。また、メディア・雑誌等で取り上げられる機会が増えて商品の販売につながっていきます。認定申請に当たっては、売れる商品づくりが目的であり、ターゲット、市場ニーズを調査した上で、競合商品と比較して従来の商品とは違うことを踏まえた事業計画の作成が必要であることを説明されました。

また、講演終了後、応援コーディネーターである正岡利朗氏による個別相談会が開催され、農産品や地域資源の活用についてのアドバイスを受けました。



▲講演の様子

中央会だより 2

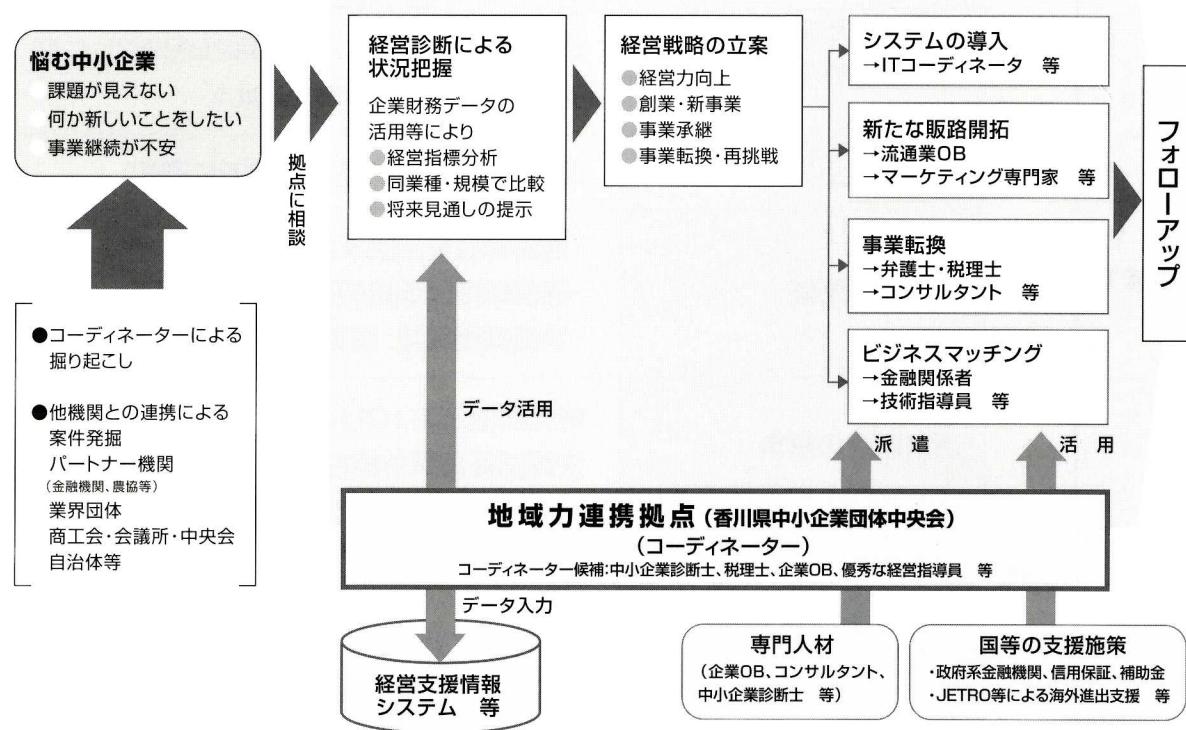
あなたの経営課題を解決します！ ~地域力連携拠点(窓口相談)をご活用ください~ 平成20年度地域力連携拠点事業(四国経済産業局委託事業)

ご相談は 無料 です。まずはご相談から。

香川県中小企業団体中央会は、専属の応援コーディネーターや中央会指導員がご相談をお受けし、専門家の派遣や経営セミナーの実施、関連する支援策を実施している支援機関等との連携により、中小企業の皆様の経営課題の発掘や解決等を積極的にサポートいたします。

経営資源や経営課題をより的確に把握したい方、地域資源の有効活用を検討したい方、農商工連携に取り組みたい方、新事業展開を図りたい方など、ぜひご相談下さい。

地域力連携拠点の支援の流れ



ご相談・お問い合わせは…

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4階)

TEL (087) 851-8311 FAX (087) 822-4377

URL:<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/> E-mail:staff@chuokai-kagawa.or.jp

決算期の事務手順

決算期の事務スケジュール

4週間以内	事業年度末 (3月31日の場合)	事業報告書、決算関係書類の作成
	監事による監査	監事は理事に対し、決算関係書類、事業報告書の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定められた日のいずれか遅い日までに監査意見書を提出する。
	出資口数及び払込済出資総額の変更登記	期中に出資金の増減があった場合は、事業年度終了後4週間以内(4月28日まで)に変更登記をしなければならない。
1週間前 までに通知	理事会の招集	理事会開催日の1週間前までに通知
	理事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会提出議案の審議 ・通常総会開催日時及び場所の決定 ・決算関係書類、事業報告書の承認
2ヶ月以内の場合	通常総会の招集	総会開催日の10日前までに到達すること 決算関係書類も組合員に提供
	通常総会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・決算関係書類の承認 ・事業計画、収支予算の承認 ・定款の変更 ・役員の改選など
10日前 までに到着	定款変更認可申請	総会終了後、遅滞なく申請
	決算関係書類の提出	所管行政庁に提出
	役員変更届の提出	役員が改選された場合に提出
	代表理事の変更登記	代表理事就任後2週間以内に登記
	税務申告	総会で承認された決算関係書類に基づいて 5月末までに申告

理事の任期を3年から2年へ短縮する手続きについて

平成19年4月の法改正により、理事の任期を3年としている場合、任期を2年以内に短縮し、定款を変更しなければなりません。

●3月末決算で平成21年5月に3年の任期が終了する組合

①平成21年5月の通常総会までの間に定款を変更して2年以内（在任中は効力を生じない旨等の停止条件付き）とし、平成21年5月の通常総会において、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出します。これ以降、理事の任期は2年以内となります。

②平成21年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年以内の理事を選出することも可能です。また、登記に関しては、役員の任期満了に伴い役員改選を行った結果、同一人が代表理事に再任された場合であっても、代表理事変更登記をしなければなりません。

定款変更認可申請に当たっては、役員の任期以外にも中小企業等協同組合法改正に伴う変更箇所がありますので、事前に中央会までお問い合わせください。

剰余金の積立てについて

決算で利益剰余金が発生した場合に、中小企業等協同組合法又は定款の規定により法定利益準備金、特別積立金を積み立て、法定繰越金を繰り越さなければなりません。

●法定利益準備金

出資総額の2分の1に達する額（共済事業を行う組合にあっては出資総額に相当する額）まで、毎事業年度の利益剰余金の10分の1（共済事業を行う組合にあっては5分の1）以上を積み立てなければなりません。

実際に積み立てた額が、定款に規定した額よりも超過したときは、総会の議決により自由に処分することができます。

●特別積立金

組合の定款で積み立てる旨を規定している場合に、定款に定められた額を積み立てなければなりません。定款参考例では、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を積み立てるものとされています。

●法定繰越金

教育情報事業を行う組合は、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を「教育情報費用繰越金」として積立金で処理するか、翌事業年度に繰り越さなければなりません。繰り越された法定繰越金は、翌期の収入に戻入れを行うことになります。

お問い合わせ

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号（香川県産業会館4階）

TEL:087-851-8311 FAX:087-822-4377

URL:<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

E-mail:staff@chuokai-kagawa.or.jp

中央会だより 4

下請代金法トップセミナーを開催

全国中小企業団体中央会主催、本会協力の下、3月10日、高松国際ホテル（高松市）において下請代金法トップセミナーを開催し、40人が出席しました。この事業は、中小企業庁の委託事業として、全国47都道府県97会場において開催されたものです。

今回は、「下請代金支払遅延等防止法の概要等について」をテーマに、東京都のフェアネス法律事務所所属弁護士・松谷美和氏より講話いただきました。

松谷弁護士より、原材料価格の高騰に伴いコスト削減が叫ばれる中、代金の減額や支払遅延などのトラブルが増加しているとの説明がありました。



▲高松会場の様子

親事業者から取引内容を記載した書面をもらえない場合も多く、そのような時でも裁判で勝つためには証拠がいるので、取引時に下請企業の方から、注文内容を具体的に記載したFAXやメールを送るなど、できる限り書面で残しておくことが重要になります。また、松谷弁護士が実際に携わった不当な協賛金の返還を争った裁判についての解説が行われ、出席者はメモを取るなど、熱心に聞き入っていました。

翌11日には同様のセミナーをオークラホテル丸亀（丸亀市）にて開催し、30名が出席しました。



▲講師の松谷弁護士

中央会だより 5

香川県外国人研修生受入組合連絡協議会が講習会を開催



▲講師の中村参事

香川県外国人研修生受入組合連絡協議会は、3月19日、リーガホテルゼスト高松（高松市）において講習会を開催しました。この講習会は、研修生受入組合の相互交流と事業の適正な運営を図ることを目的に開催されたもので、当日は組合関係者ら70名が出席しました。

最初に、増田稔会長（瀬戸内食品加工協同組合理事長）より「景気の低迷が続いているますが、会員の皆様には制度への理解を深めていただきたい」との挨拶がありました。

次いで、財団法人国際研修協力機構（JITCO）出入国部参事である中村隆氏を講師にお迎えして、「外国人研修・技能実習制度をめぐる諸問題」をテーマに講習が行われました。

中村講師は、今回の改正案では、在留資格に「技能実習」が創設され、外国人のブローカーの強制退去ができることになる予定です。また、受入団体の指導体制の強化、不正行為を行った場合の受け入れ停止期間を5年間に延長、送出し機関と本人との間の契約内容の確認の強化が盛り込まれる予定となっていますと述べました。

その後、質疑応答が行われ、改正による影響等の質問が出されて、講師から対応策についてお答えいただきました。

次世代育成支援対策推進法が改正されました!

1.行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、101人以上の企業は義務（※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務）、100人以下の企業は努力義務となります。（平成21年4月1日施行）

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上	規定なし	義 務	義 務
101人以上300人以下		努力義務	義 務
100人以下			努力義務

※義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに届け出た行動計画については、義務ではありませんが自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

※努力義務とは、日本の法制上「～するよう努めなければならない。」などと規定された、違反しても罰則その他の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことです。

2.行動計画の届出義務企業の拡大（従業員101人以上企業へ）

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。（平成23年4月1日施行）

	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上	義務	義務
101人以上300人以下		義務
100人以下		努力義務

行動計画を策定するメリットは？

行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定企業になると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待できます。



●お問い合わせ●

香川県中小企業団体中央会 工業振興部（次世代育成支援対策推進センター）

TEL:087-851-8311

香川労働局雇用均等室

TEL:087-811-8924

組合企業訪問 頑張ってます

RIZZ(リツツ)

- 所属組合 観音寺市上市商店街振興組合
- 役職名 理事

会社の概要



代表 桐野 信夫

代 表 桐野 信夫
創 業 昭和30年1月
従 業 員 数 2名
住 所 〒768-0060
観音寺市観音寺町甲3099番地5
TEL 0875-23-2626
FAX 0875-23-2633
事 業 内 容 化粧品・婦人服小売、喫茶店

沿革

観音寺市・上市商店街に店舗を構える「RIZZ(リツツ)」。店内ではブティックとカネボウ化粧品を取り扱っている。

同店は上市商店街への店舗新築を契機に、地域で独占的に国内有名ブランド婦人服の取り扱いを始めた。当初は経営も順調だったが、近隣の大型店が同ブランドの取り扱いを開始するなど、競争の激化や単価の下落により苦戦を強いられた。そこで、5年前の平成16年より婦人服売場の一部を化粧品売場へ改装、カネボウ製品の取り扱いを開始した。

その後化粧品部門に注力したこともあり、売上は順調に推移している。

「“捨てる神あれば拾う神あり”とはよく言ったものです。新しい分野にチャレンジして、良い結果が出つつあるのも、地道な商店街活動による人間関係があればこそ。真面目にコツコツと商売をすることが大切です」とは桐野社長の弁である。

顧客から販売する側へ

化粧品部門は桐野社長の奥様、桐野孝子さんが担当している。

市内のカネボウ系老舗化粧品店が閉店する際、同店の顧客だった孝子さんが、前オーナーの勧めとサポートを得て化粧品の取り扱いを開始したのが始まりである。

「今まで客だった人間が販売する立場になる。色々悩んだし、苦労もしました。とにかく一生懸命勉強しました」と孝子さんは当時を振り返る。

化粧品に関するセミナーには100%参加、化粧品や健康食品の知識、エステ&メイクアップ技術等を徹底して身に付けた。

努力は少しずつ、着実に実を結んだ。頼れる地域の化粧品店として、毎月、毎週訪れるリピーターを数多く獲得している。

リピーターとして何回も来店してくれる顧客を獲得することが、経営の安定には何よりも必要である。現在約200人登録されている化粧品会員のうち、VIP会員は35%の70人であり、ここにリツツの強みがあるといえる。

また、新規会員を固定化に結びつけるため、季節の美容情報及び商品の提案など積極的な活動を行っている。



▲店舗外観

モットーは

「来やすくて、楽しくて、居心地のいいお店」



▲店内の様子1



▲店内の様子2

大切なのはコミュニケーション

リツのモットーは『来やすくて、楽しくて、居心地のいいお店』である。

「丁寧なカウンセリングを行い、お客様一人一人に適した商品を提案しています」という孝子さんが何よりも大切にしているのは、顧客との時間をかけた、専門店としての『コミュニケーション』である。

リツは愛用者カードで顧客をきちんと管理し、コミュニケーションを深めることで、信頼関係を築いてきた。

また、会員メンバーの『お肌のかかりつけドクター』を自認、「大切なお客様のお肌を管理していくため、年4回素肌ドックと称して、季節毎のお肌の健康診断を行っています。最新のコンピューターで総合的に診断し、お肌の状態に合ったアドバイスやエステを行います。そして、当店では、カルテやDMIは必ず手書きで、一人一人のお客さまの顔を思い浮かべながら作成します」と話してくれた。

さらに、昨年8月から開始した「エステ美容」も好評で、新規の顧客獲得に一役買っている。使用するトライアル品とマスク代を実費で支払うと施術料無料で2回のエステを受けることができる。

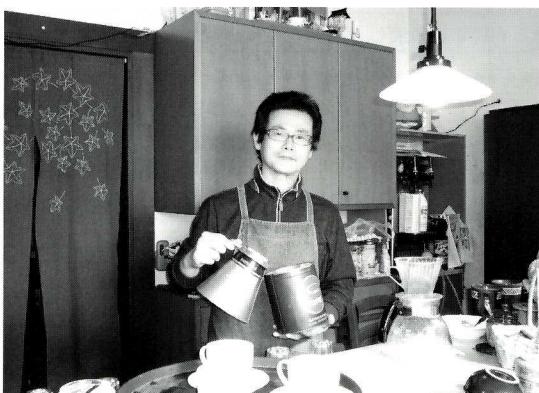
短期間に2回来店することで、リピーターになってくれる可能性も大きい。「気に入って頂ければ、必ず再来店してくれる」と孝子さん。

現在70名のVIP会員を100名に増やすことが目標だという。

桐野社長は2階で喫茶“パンセ”を営んでおり、そのスペースを利用して顧客への飲み物サービスや集いなども開催している。

また、併設するブティックには、化粧品部門の顧客の人達も来店している。

「来店されるお客さまへの飲み物サービスや年配のお客さまの送迎など、少しでもお客さまに満足して頂けるよう連携しています」と桐野社長は話してくれた。



▲喫茶「パンセ」にて

今後の抱負

お客さまの肌に直接触れる能够るのは、医療関係者、美容関係者、そして化粧品販売関係者だけだと思います。化粧品は直接肌につけ、健康食品は直接口に入れる—それだけに、誇りと責任をもって仕事をしています。

売上げも確かに大切です。しかし、何よりもお客さまに満足して頂くことが大前提です。

これからも、地域になくてはならないお店として、皆様に愛される、長く通って頂けるお店づくりを目指して、日々勉強していきたいと思っています。



▲桐野ご夫妻

商工中金だより

「中央会推薦貸付制度」のご案内

●貸付制度の概要

貸付対象者	香川県中小企業団体中央会ならびに当公庫が定める支援対象テーマ(※)に取組む組合・組合員で、香川県中小企業団体中央会から推薦された者
資金用途	設備資金、運転資金
貸付限度	100百万円(貸付金額は当金庫所定の審査によります)
貸付利率	当公庫所定の貸出利率-0.3%(固定金利) ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸付期間	当金庫所定の審査によります
担保	当金庫所定の審査の結果、必要となる場合があります
保証人	(組合へのご融資の場合)原則、組合役員 (組合員へのご融資の場合)原則、代表者1名
期限前返済	可能です。ただし、期限前返済手数料が発生する場合がございます

当公庫の審査の結果ご融資できない場合もございます。(審査の結果につきましては、直接お申込人に回答いたします。)

※具体的な支援対象テーマ

- 新設組合支援
- 女性・子育て支援
- ものづくり支援
- 環境対策支援
- 地域資源活用支援(農商工連携を含む)
- BCP支援

【お問い合わせ先】

株式会社 商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのお知らせ ●

【貸付制度のお知らせ】

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金	6億円	特別利率③ ただし、6年目以降は基準金利+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ (③-0.4)	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー対策資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ 特代工事利率 特企工事利率	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	社会環境対応施設整備資金	7億2千万円	基準利率 特別利率②	2億7千万円	設備 15年
企業活力強化資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	2億5千万円	基準利率	—	設備 15年	企業再建・事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

注)同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのお知らせ ●

セーフティネット貸付を拡充します!

日本政策金融公庫(国民生活事業)では、2次補正予算の成立によるセーフティネット貸付の拡充により、中小企業のみなさまへの支援態勢を一層強化します。

経営環境変化資金	
ご利用いただける方	○社会的・経済的環境の変化等により、売上や収益が減少する等、業況が悪化している方等 ※新たに設置された中小企業金融特別相談窓口にご相談いただくことでもご利用可能となります。
資金のお使いみち	運転資金、設備資金
ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間(据置期間)	運転資金:8年以内(3年以内) 設備資金:15年以内(3年以内)
利率(21.3.11現在)	○最近における売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し3%以上減少している方の運転資金は 特別利率N 年2.0%~ ○上記以外の方は基準利率(年2.3%~)となります。

販路の拡大や商品・サービスのPRなどをご希望のみなさまへ

ビジネスマッチングゲート

<http://match.k.jfc.go.jp/> (ホームページ内)をご活用ください!

※詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL:<http://www.jfc.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階

TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階

TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

公正取引委員会

下請法を知っていますか!

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は

- ☆下請取引を適正化し、下請事業者の利益を守るための法律です
- ☆親事業者の義務と禁止事項を定め、違反を取り締まっています
- ☆適用対象は、取引内容と資本金規模で定められています

こんなことはありませんか？違反の可能性があります！

- 市価に比べて著しく低い下請代金を十分な協議なく、一方的に決定された！
- 注文を受けた後に値引きされた！
- 指定された商品やサービスを押し売りされた！

下請法に関するお問い合わせ・ご相談は

公正取引委員会事務総局 四国支所 取引課

香川県高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎

TEL 087(834)1441(代) FAX 087(862)1994

厚生労働省からのお知らせ

離職者住居支援給付金のご案内

助成金制度の概要

世界的な金融危機の影響等により、やむを得ず派遣労働者または有期契約労働者との契約の中途解除や雇止め等を行った場合でも、離職後も引き続き住居を無償で提供した場合または住居に係る費用の負担をした事業主の方に助成を行います。

対象となる事業主の方

- 1.再就職援助計画を作成し、管轄の公共職業安定所長に提出し、認定を受けること。
- 2.次のいずれかに該当する労働者に住居を提供している必要があります。①雇用保険被保険者（被保険者期間は問いません。）であること。②6か月以上雇用されている雇用保険被保険者以外の方 ※ただし、週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。

支給額

対象労働者1名につき、1か月当たり4～6万円を支給します。 ※住居の所在地によって、支給額が異なりますので、ご注意ください。

助成期間

1か月から6か月まで

その他

- 1.平成20年12月9日に遡って適用します。
- 2.対象労働者が派遣労働者である場合、派遣元事業主が申請者となります。
- 3.詳細については、最寄りの都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせ下さい。

香川労働局

お問い合わせ・ご相談は 香川労働局
香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL 087(831)7285

2009 March

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

4日	農商工連携・地域資源活用セミナー&相談会	(高松国際ホテル)
5日	労働契約に係る相談会 高松空港振興期成会総会	(本会) (香川県庁)
	四国ブロック指導員研究会(～6日)	(マリンパレスさぬき)
6日	協同組合ハイウェイシステム通常総代会 官公需適格組合審査諮問委員会	(喜代美山莊花樹海) (四国経済産業局)
	法律問題個別専門指導会	(木村法律事務所)
7日	中央会青年部理事会	(平安閣)
9日	四国ブロック中小企業青年中央会会長会議 香川県産業会館委員会・幹事会	(全日空ホテルクレメント高松) (香川県信用保証協会)
10日	下請代金法トップセミナー(高松会場)	(高松国際ホテル)
11日	下請代金法トップセミナー(丸亀会場)	(オークラホテル丸亀)
12日	かがわ中小企業応援ファンド事業審査委員会	(ネクスト香川)
13日	香川県障害者就労支援ネットワーク会議 改正次世代育成支援対策推進法セミナー	(高松サンポート合同庁舎) (高松サンポート合同庁舎)
	かがわ中小企業応援ファンド事業審査委員会	(ネクスト香川)
	農商工連携セミナー	(香川県頭脳化センター)
14日	香川の漆器まつり会場開き	(玉藻公園)
16日	国内クレジット制度及びソフト支援事業・説明会 経営者・後継者研修事業完了検査	(四国経済産業局) (本会)
17日	香川県ふるさと雇用再生特別基金協議会 地域力連携拠点連絡会議	(香川県庁) ((財)かがわ産業支援財団)
19日	香川県外国人研修生受入組合連絡協議会講習会	(リーガホテルゼスト高松)
24日	労働者派遣事業適正運営協力員会議 (財)香川県生活衛生営業指導センター評議員会	(高松サンポート合同庁舎) (ルポール讃岐)
	かがわIT経営応援隊推進委員会	((財)かがわ産業支援財団)
	さぬきうどん振興協議会窓口相談	(本会)
25日	(社)香川県共同集金会評議員会 全国中央会正副会長会議、理事会	(香川県共同集金会) (東京都)
	(財)香川県環境保全公社理事会	(ルポール讃岐)
26日	香川県職業能力開発協会理事会 香川県農機具商工業協同組合通常総会	(香川地域職業訓練センター) (オークラホテル高松)
	設備資金助成審査委員会	(香川県庁)
27日	香川県交通安全県民会議専門部会合同会議 かがわ中小企業応援ファンド審査委員会	(ルポール讃岐) (ネクスト香川)
	ホテルパールガーデン内覧会	(ホテルパールガーデン)

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	欲情の作法	渡辺 淳一	幻冬舎／1,155円
2	断る力	勝間 和代	文藝春秋／945円
3	つみきのいえ	平田 研也・加藤 久仁生	白泉社／1,470円
4	今あるガンが消えていく食事	済陽 高穂	マキノ出版／1,365円
5	顧客「不満足」度のつかみ方・活かし方	武田 哲男	PHP研究所／840円

香川県書店商業組合調べ